

社会福祉法人 交響 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 交響（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長が常勤でかつ当法人の職員給与・退職金規程における給与を併給している場合は、報酬を支給し、本規定にもとづく賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 理事が常勤でかつ当法人の職員給与・退職金規程における給与を併給している場合は、報酬を支給し、本規定にもとづく賞与及び退職手当は支給しない
- (3) 理事が常勤で業務主として法人業務の場合、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (4) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。本規定にもとづく賞与及び退職金手当は支給しない。

(理事が常勤の場合の報酬等の算定方法)

第3条 理事が常勤の場合の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事が常勤でかつ当法人の職員給与・退職金規程における支給を受けている場合は、別表1に定める額
- (2) 理事が常勤で業務が主として法人業務の場合は、評議員会が法人の業績とその業務を評価の上、別表2の役員等報酬表に定める支給基準額において報酬を決定、承認する
- (3) 理事が常勤で業務が主として法人業務の場合の賞与は、評議員会が法人の業績とその業務を評価の上、別表3に定める額を支給する
- (4) 理事が常勤で業務が主として法人業務の場合の退職手当は、別表4に定める算定式により算出される額
- (5) 理事が常勤で業務が主として法人業務の場合の通勤手当は、職員給与規定に準ずる

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表5に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、宿泊料）を支給し、別表6に定める報酬を支給する

(理事が常勤の場合の給与および役員報酬の合算上限額)

第5条 理事が常勤で当法人の職員給与・退職金規程における給与を併給している場合、別表7に定める範囲内で役員報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 理事が常勤の場合の報酬支給時期は、当法人の職員給与・退職金規程に準ずる
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、会計業務を経て支給する
 - 3 報酬等は、法定の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合は、立替金、積立金を控除して支給する。
 - 4 本人が報酬を辞退した場合は、交通費のみ支給とし、この規定を適用しない。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する
- 2 常勤役員等が退任し、または解任の場合は、前日まで報酬を支給する
 - 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その日までの報酬を支給する。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年7月1日より施行する

別表 1

(理事が常勤で当法人の職員給与・退職金規程における給与を併給している場合)

役職名等	報酬の額(月額)
理事長	100,000
法人事務局業務等を行うもの	50,000
その他の理事	20,000

別表 2

(理事が常勤で業務が主として法人業務のみの場合 役員等報酬表)

号 棒	支給基準額 (月額)
1号棒	50,000
2号棒	100,000
3号棒	150,000
4号棒	200,000
5号棒	250,000
6号棒	300,000
7号棒	350,000
8号棒	400,000
9号棒	450,000
10号棒	500,000

別表 3

(理事が常勤で業務が主として法人業務の場合の賞与)

報酬月額 × 4ヶ月 以内 (夏期 2ヶ月以内 冬期 2ヶ月以内)

別表 4

(理事が常勤で業務が主として法人業務の場合の退職手当の算定式)

在籍年数 10 年未満

最終報酬月額 × 在任年数 × 0.6(係数)

在籍年数 10 年以上

最終報酬月額 × 在任年数 × 0.8(係数)

別表 5

(非常勤役員等の報酬)

名 称	報 酬(日額)	交通費(一律)
会議出席報酬	10,000	1,000
監事業務報酬	12,000	1,000
研修会等出席報酬	10,000	実費

別表 6

(非常勤職員の出張旅費および報酬)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000 上限	10,000	必要に応じて実費

別表 7 (理事が常勤の場合の給与および役員報酬の合算上限額 年間総額)

理事長	12,000 千円
その他の理事	10,000 千円